

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-8 小型船舶係留索の強化 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 船舶所有者</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っている。 今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底が必要である。</p>
---	---	---	--	--

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時及びパトロール時に指導を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 船舶所有者へ係留索の強化を水面占有者に対し、継続許可時に安全管理を指導している。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後も継続許可時にこの取り組みの継続していく必要がある。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) すべての小型船舶が水面占有しているわけではないため、全体の把握が困難な状況である。</p>

<p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保 【_____】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。 大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、小型船等の保管が可能な場所について、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。</p>
---	---	---	---	---


平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 小型船等の係留・保管が可能な場所を確保するため、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (海務) 大阪港内での保管場所の選定が非常に困難な状況であるため、小型船の係留強化に対する啓発を行っていく。</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>					<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。 引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p>
---	--	--	--	---	---	--

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 現在、放置艇等の調査を実施し現状について把握を行っている。沈船については順次予算措置をし撤去を行っていく。 (海上保全) ・放置艇を把握するために船舶検査票による検査切れ対象船等の調査を行っている。 ・沈船についても状況確認や所有者不明分の回収に努めている。 ・平成26年度は沈船3隻(FRP1隻、木船1隻、小型台船1隻)回収。 ・平成27、28年度は実績なし。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保全) ・資器材及び処分費用等の確保。 ・継続して、放置艇及び沈船の調査を行う。</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

<p>②-36 大阪港BCPの推進</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能・仕組みづくり</p> <p>【内容】 危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、大阪港BCPに定める事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。</p> <p>【関連アクション】 ⑤-12</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市港湾局 大阪船主会 大阪港運協会</p> <p>■ 大阪フェリー協会</p> <p>大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】</p> <p>近畿運輸局 大阪府港湾局 神戸市みなと総局 協定締結先</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成27年度「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により、「大阪港BCP」を策定 平成28年度 地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 平成29年度 訓練等実施</p> <p>事前対策項目16項目のうち、次の3項目を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施 ・緊急物資輸送等の航路啓開に係る港内作業許可申請について、手続きを迅速化するための事前協議が完了 ・船舶の入出港手続きの電子申請システムが停電等により使用不可となった場合にそなえ「大阪港BCPにおける船舶の入出港手続きに関する対応マニュアル」を作成
--	--	--	--	---

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪税関】 大阪港BCPの情報伝達訓練に参加。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社】 ・大阪港埠頭株式会社では、H27年度にBCP計画策定済み。 ・大阪港埠頭株式会社では、H29年度中にBCP計画を見直し予定。</p> <p>【大阪海上保安監部】 大阪港BCP協議会情報伝達訓練に参加した（本内容は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。）。また、近畿地方整備局と大阪湾BCPに基づく航路啓開に係る港内作業許可申請手続きが迅速に実施できるよう調整した。（平成28年度実施）</p> <p>【大阪船主会】 各社のBCPにて対応。</p> <p>【大阪湾水先区水先人会】 ・大阪港BCP協議会への出席 ・平成30年1月17日（火）の大阪港BCP協議会情報伝達訓練の参加</p> <p>【大阪港運協会】 「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。</p> <p>【大阪港タグセンター事業協同組合】 ・大阪市と締結する「津波来襲時における民間のひき船の出動協力に関する協定」に基づき訓練を実施している ・大阪港BCP協議会への出席 ・平成30年1月17日（火）の大阪港BCP協議会情報伝達訓練の参加</p> <p>【大阪市港湾局】 （計画） ・大阪港BCP策定（H28.3） ・近畿地方整備局とともに、緊急物資輸送等の航路啓開に係る港内作業許可申請について手続きを迅速化するため、大阪海上保安監部と手続きの事前協議が完了（H29.3） ・船舶の入出港手続きの電子申請システムが停電等により使用不可となった場合にそなえ「大阪港BCPにおける船舶の入出港手続きに関する対応マニュアル」を作成（H29.11） ・大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練（H30.1.17） ・大阪港BCP協議会開催（H30.2.2 第4回会議）</p>	<p>【大阪税関】 現在のところ、予定なし。</p> <p>【大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社】 ・危機的な状況が広域(大阪湾)に及んだ場合、大阪湾BCPとして行動することから、大阪湾BCPと大阪港BCPの連携を明確にする必要がある。 ・初動対応や応急復旧について継続して検討。 ・早期に施設を復旧し、港湾物流の速やかな回復を図るための行動計画等の検討を行い、PDCAサイクルによる見直しを進めていく。</p> <p>【大阪船主会】 船主会として統一の対策策定は出来ない。</p> <p>【大阪市港湾局】 （計画） ・大阪港BCPに定める事前対策や、教育・訓練等により、継続的な計画の見直し・改善を行う。 ・被災後の係留施設において緊急物資輸送船等の利用可否判断が速やかにできるよう、国が策定する使用可否判断基準をもとに、-7.5m以深の係留施設について、被災点検項目を設定する。（H30年度予定）</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化

<p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】</p> <p>ポータラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成26年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポータラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。</p> <p>大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>
---	---	--	--	--	--

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪海上保安監部】</p> <p>大阪市及び大阪府と協力し、平成26年度に阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知した。【平成26年度実施】（本内容は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。）</p> <p>また、第五管区海上保安本部では、管下保安部署の通信機能が地震、津波により遮断された場合を想定し、平成24年12月1日から、各港長の勧告等について、各船舶へは国際VHF放送により、各海事関係者へはインターネットやファックスにより配信するほか、放送機関への広報、沿岸域情報提供システム(MICS)による周知を実施することとしている。【平成26年度から継続実施】（本内容は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。）</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務)</p> <p>近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催した津波による船舶の避難に係る検討会等により、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。今後は、こうした成果をふまえ情報発信をおこなっていく。</p>	<p>【大阪海上保安監部】</p> <p>第五管区海上保安本部の取組みは継続実施される。</p>

<p>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、大阪府・大阪市ともに避難順序等示した船舶の避難マニュアルの策定等を追記した船舶津波対応要領を改定・周知を行った。船舶避難の優先順位の調整等、継続して大阪市とともに検討を行う。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。大阪フェリー協会では、各ターミナルにおけるモデルケースの検討を進めている。 大阪船主会の会員各社では、各船舶の運行計画に応じたマニュアル作成を進めている。</p>
平成29年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪海上保安監部】 大阪市及び大阪府とともに、船舶の避難順序等を追記した船舶津波対応要領を改訂し、関係者に周知した。【平成26年度実施】（本内容は、既存の取組み状況に係る一覧表に反映されている。）</p> <p>【大阪フェリー協会】 船舶の避難マニュアルの整備。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海務） 近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催した津波による船舶の避難等に係る検討会等により、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。今後は、こうした成果をふまえ情報発信をおこなっていく。</p>			<p>【大阪フェリー協会】 ・フェリー事業者マター+α。 ・ターミナルエリアでの共通対応モデルの作成。</p>	

<p>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討 【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 フェリー船等は、船型により専用岸壁化するため、相手港との関係もあり、施設整備が課題となり、出船形式に変更することは困難な状況である。その他の船舶についてもコストの問題等もあり厳しい状況となっている。</p>
--	--	--	---	--

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪フェリー協会】 港外避難に有利な着岸形式の検討。 【大阪市港湾局】 (海務) ③-1, 2において船舶の避難時に検討し抽出された課題をもとに、ひきつづき検討を行っていくが、出船による着岸は、操船支援のタグボートの配備が必要になるなどコスト負担の問題がある。</p>	<p>【大阪フェリー協会】 フェリーは専用バース 相手港関連もあり。 取組み不可。 【大阪市港湾局】 (海務) 避難のしやすさだけで着岸方法を決定することは困難であるため、各船社では離岸方法について検討をおこなっているが、決め手には欠けている。</p>

<p>③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討 【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。</p>
---	--	--	---	--

平成29年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。</p>	

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(20)：船舶避難情報の充実					
<p>④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-1</p>				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成26年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。 第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。</p>

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(28)：物流機能の復旧					
<p>⑤-12 大阪港BCPの推進</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能・仕組みづくり</p> <p>【内容】 危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、大阪港BCPに定める事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。</p> <p>【関連アクション】 ②-36</p>				<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市港湾局 大阪船主会 大阪港運協会</p> <p>■ 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p> <p>【関連機関】</p> <p>近畿運輸局 大阪府港湾局 神戸市みなと総局 協定締結先</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成27年度 「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により、「大阪港BCP」を策定 平成28年度 地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 平成29年度 訓練等実施</p> <p>事前対策項目16項目のうち、次の3項目を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施 ・緊急物資輸送等の航路啓開に係る港内作業許可申請について、手続きを迅速化するための事前協議が完了 ・船舶の入出港手続きの電子申請システムが停電等により使用不可となった場合にそなえ「大阪港BCPにおける船舶の入出港手続きに関する対応マニュアル」を作成

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 これまでの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(29)：波及被害の低減

<p>⑤-10 渡船機能の確保</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等）</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市建設局では、平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。 大阪市港湾局では、近畿運輸局の指導のもと、渡船における津波避難マニュアル（簡易版）を作成した。</p>
--	--	---	--	--	--

平成29年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市建設局】 平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 近畿運輸局指導のもと、渡船における津波避難マニュアルを作成。</p>	<p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策マニュアルの軽微な調整を図る。 ・実態にあった災害応急対策マニュアルの修正を検討していく。